

平成 28 年度 社会福祉法人千歳市社会福祉協議会児童・生徒のボランティア体験学習実施要領
社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

1 体験学習の実施手順

手順	実施内容
2 月 27 日（金）	<u>意向確認書及び計画書の回答期限</u> ・ ボランティア体験学習を計画されている学校は、別紙「平成 28 年度児童・生徒ボランティア体験学習に関する意向確認書及び計画書」の提出をお願いします（原則、締切後のお申込み(新規又は追加)はお受けできません）。
3 月	<u>実施日時・内容等の調整及び決定</u> ＊計画書を基に、講師と打ち合わせを行い、日時等を決定します。
実施 1 ヶ月前	学校、講師、社協との事前打ち合わせ
実施前日	実施前日に最終確認
実施当日	体験学習の実施
終了後 1 ヶ月以内	実施報告書の提出（様式は後日お渡しします）

2 体験学習の内容

ㄥ 内容選択の際は、授業を通し「何を学ばせたいか」を明確にしてください。

※前年度選択されていない内容の実施も可能です。

区分	内容・テーマ	講師	講師補助に必要な人員
聴覚障がい の理解	① 手話体験 ・ 手話で話してみよう ・ 聞こえない人の生活について知ろう	千歳聴力障害者協会	必要なし
視覚障がい の理解	② 視覚障がい者ガイドヘルプ体験 ・ 視覚に障がいのある人の案内方法について ・ 視覚に障がいのある人の生活について ・ 白杖体験(杖を用いて歩行する)	千歳視覚障害者福祉協会	3～4 名
	③ サウンドテーブルテニス体験 ・ アイマスクを着用し、視覚に障がいのある人が楽しむ卓球体験 ・ 視覚に障がいのある人の生活について		必要なし
	④ 点字体験 ・ 点字の読み/書き、点字の絵本製作等	佐藤 徹 氏 (視覚障がい者)	2 名
身体障がい の理解	⑤ 車いす乗車・介助体験 ・ 車いす乗車・介助体験 ・ 車いすの生活について ・ 車いすに乗車して鬼ごっこ等のゲーム	濁沼 勇 氏 (車いすユーザー)	1～2 名
	⑥ 車いすサッカー体験 ・ 車いす乗車・介助、サッカー体験 ・ 車椅子利用者の生活について	電動車いすサッカーチーム free crew	2 名 (内容により 3 名)

区分	内容・テーマ	講師	講師補助に必要な人員
身体障がい者の理解	⑦ 車いすダンス体験 ・車いす乗車・介助体験 ・車いすに乗って各種ダンス体験	千歳車椅子ダンスサークル	必要なし
	⑧ ポッチャ体験 ・重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目	千歳身体障害者福祉協会	2名
高齢者の方の理解	⑨ 高齢者疑似体験 (対象：小学校高学年以上) ・高齢者疑似体験セットを装着して高齢者の体の衰えや生活を知る	千歳 認知症の人を支える家族の会(はまなすの会)	1～2名
	⑩ 認知症サポーター養成講座 ・認知症や認知症のある人について理解する	千歳市介護予防センター(認知症キャラバンメイト)	必要なし
その他	⑪ 福祉に関する講話 ・導入講話やご希望のテーマに沿った内容(1時間程度)	随時調整	必要なし

*上記以外の内容をご希望の場合は、別途ご相談ください。

3 講師謝礼について

手話体験：講師(千歳聴力障害者協会)との取決めにより、1回 5,000円が必要となります。

その他授業：各講師との取決めはございませんが、上記と同額程度をご用意願います。

(謝礼の支出が難しい場合は、後述の助成事業をご利用ください)

※「認知症サポーター養成講座」は、謝礼の必要はございません。

4 講師補助者について

授業の実施にあたり、講師を補助する人員(父母・PTAの方等)の確保についてご協力をお願い致します。なお補助内容につきましては、授業の事前打合せにご同席の上確認していただきます。

5 貸出可能物品

本会で貸出できる物品は次のとおりです。

なお、貸出物品の搬入搬出は主催者(学校)側で対応をお願い致します。

- (1) 車いす
- (2) 白杖
- (3) 点字盤セット
- (4) アイマスク
- (5) スロープ
- (6) 高齢者議事体験用具

***いずれの物品も、貸出の際は貸出申請書(別添)を提出してください。**

6 助成事業について

本会では、学校等が実施するボランティア体験学習に対して経費の一部を助成します。
助成金額は同一年度内で1回限りとし、1申請20,000円を上限とします。

＊別添「千歳市社会福祉協議会児童・生徒のボランティア体験学習支援事業実施要綱」

7 その他

- (1) 手話体験を希望される場合「千歳市通訳者等派遣依頼書」の提出が必要となりますので、意向確認調査の実施後、実施が決定した学校に同依頼書をお送り致します。
- (2) 校舎外の施設で授業を実施する場合、施設の予約や現地までの移動手段(バス等)の手配は実施校にてお願い致します(本会の福祉バス(市受託事業)はご利用いただけません)。